

議会の通年化

北海道 白老町

人口：20,414人

面積：425.75km²

担当部署：議会事務局

概要

現行の地方自治法では議会の招集権は、法第101条第1項の規定に基づき首長にあり、議会の会期は、法第102条第6項の規定に基づき議会の議決で定めることになっている。

本会議は、町長が年1回・1月に議会を招集し、議会で議決によりその会期を12月までとし、1年間という期間を会期として設定している。

選定理由

(北海道コメント)

多くの団体においては、3か月に1回の議会であるが、議員定数を削減したうえで、議会を通年化した事例である。通年議会においては、議員提出議案がいつでも提出・受理できる、また、招集の必要がないことから緊急時にすぐ対応ができ、議会が機動的に活動できるなどの利点があり、議会が活性化する点を評価している。

背景

本町議会では、議員定数の議論を第二次議会改革（平成14年～平成18年）の項目に掲げていたが、近隣の人口5万人の市が議員定数を21名にしたこともあり、平成18年1月に議長から議員定数の削減の検討が議会運営委員会に諮問された。当時、人口2万人で議員定数が20名であり、議員定数削減の議論は議員だけではなく、町民の意見を聞こうと平成18年10月議会報告会を開催し、議会として議員定数を決めていないなかで、7会場に議員が二班に分かれ実施した。

町民の意見は二分し、議員を減らせという声と、議会本来のチェック機能の低下を危惧する声があったが、最終的に議会の意思として、定数を四名減じることとした。定員削減するにあたっては、議会活動を十分に担保するため、①議会のチェック機能を確保する仕組み、②議会の意思と住民の意思が乖離しない仕組み、③議員の資質向上を図る仕組み等を検討し、全国町村議会議長会からも「通年議会」の講演をしていただいた。その議論の結果、議会活動能力の確保として「通年議会」制の導入を図ったものである。

具体的内容

本議会は、平成9年から議会改革に取り組み、委員会の所管事務調査による政策形成過程における議会の関与が重要であるとして、移動常任委員会を結びつけてチェック機能を果たしてきた。現在、議会の招集権は、地方自治法第101条第1項の規定に基づき首長にあり、議会の会期は、法第102条第6項の規定に基づき議会の議決で定めることになっており、議会が主導的に議会を開く仕組みになっていない。定例会の開催は、平成16年の地方自治法改正により回数制限が撤廃され、自治体が任意に議会のあり方を決めることができるようになった。

白老町議会は、議会の活動能力がない「閉会中の期間」を無くし、議会が主導的・機動的に活動できる制度によりチェック機能のより充実強化を図り、災害時の緊急対応や突発的な行政課題に議会が開けることが重要として、首長が年1回・1月に議会を招集し、議会が会期を12月までと決め、議長の判断により休会と再開を繰り返す「通年議会」制を導入した。

取組中の課題・問題点

- 会期を設定する中で長い会期というのは、首長等執行機関の職員を議会の運営に拘束させる時間が多くなる。
- 通年議会の実施により、ほぼ年間を通して会期中とすることから、首長が議会を招集する「議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」に該当する事例のほとんどがなくなり、地方自治法第179条に基づく専決処分が限りなくできなくなる。

工夫点

○通年議会の実施に伴う地方自治法第 180 条専決処分の委任

通年議会の実施にあたり、行政側に議会の議決に付すために時間的な余裕がない事例がほとんどなくなり、地方自治法第 179 条に基づく専決処分ができなくなることから、通年議会の実施にあたり、行政執行の迅速化及び合理性を図るため、地方自治法第 180 条第 1 項による専決処分の拡大を認めて指定を行った。

○一事不再議の問題

「議会で議決した同一の議題については、同一会期中においては再び議決しない」一事不再議の取り扱いについては、月をはさむことにより「事情変更の原則」を適用させることとした。(地方自治法に規定なし)

○従来 of 運営方法を踏襲

本会議を開催するときと、開催しないときがありますが、私どもの議会は、従来どおり、3・6・9・12 月の年 4 回として本会議を開催し、執行機関との関係において、議会運営に大きな影響が生じないよう配慮している。

○自由討議・議会の議案審議での説明員の退席

議会は議会として議論するということから、議員同士の自由討論のときは、行政側の説明員は説明が終われば退席し、また、議会の議案審議のときは、休憩を取って、説明員は退席する。

【参考：白老町議会・通年議会のイメージ図】

白老町議会・通年議会のイメージ図

項目	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
条例上の定例会 ○回数 1 回 ○開催月 1 月	招集告示(1月招集) ◎開会 → ◎会期の決定(会期: 12月30日まで 350~355日) → ※再開と休会により通年議会が開催されるシステム → → → → → → → → → → → 閉会											
実際上の運営 ◎招集告示 ◎開会 ◎会期決定 ◎散会	◎招集告示	休会	◎再開 ◎本会議 ◎一般質問 ◎散会	休会	休会	◎再開 ◎本会議 ◎一般質問 ◎散会	休会	休会	◎再開 ◎本会議 ◎一般質問 ◎散会	休会	休会	◎再開 ◎本会議 ◎一般質問 ◎散会
<< 臨時会 >>	●	※必要に応じて議長が開く(会議規則第10条 議長が特に認めた場合、議員の請求による会議の場合、休会中でも会議を開くことができる。)										
委員会の活動 所管事務調査 委員会付託 合同審査会 等々	●	◎定例会の会期中であることから、何時でも委員会を開催できる。 ◎閉会中でないことから、所管に係わる事務等は全て活動の対象にできる。 ※委員会協議会という従来の非公式な委員会活動は全てなくなる。 ※全員協議会に関する事項は、所管委員会の調査とし、他の委員を委員外議員として招集する。(正式な会議となる。)										
	所管事務調査		所管事務調査		所管事務調査		所管事務調査		所管事務調査		所管事務調査	
	会議規則第73条 ◎調査事項、◎目的、◎方法、◎期間を子の議長に通知しなければならない。											
	会議規則第10条第2項 ◎議事の都合、◎その他必要と認める場合は議決により休会とすることができる。											

効果

- 長の専決処分がなくなる。
- 議員提案の議案はいつでも提出・受理できる。
- 委員会の閉会中の継続審査の手続が不用。
- 非公式な会議がなくなる。
- 議会が主導的、機動的に活動できる。

住民（職員）の反応・評価

運営方法は従来の方法を踏襲しており、町民の評価は承知していない。

フォローアップ

通年議会の試行は、平成19年6月19日～8月24日までの67日間、平成19年12月3日～平成20年2月21日までの81日間、平成20年2月28日～5月26日までの89日間試行し、議会側にメリットがあると判断し実施に踏み切った。

試行中に地元工場の煤煙基準値の超過による新聞報道がされ、直ぐに委員会で取り上げ、公害防止協定関係のチェックや実態調査に取り組むことができ、その内容が新聞報道され、住民に情報が正確に伝わった。また、畜産農業法人進出に伴う糞尿対策の問題が上がり、近隣にある同種・同規模の施設を見学し、所管事務調査を終えることができた。

このように、対応に俊敏性があり、議会が積極的に活動できる事例があった。

今後の課題

- 会議が大幅に伸びることによる経費の増や議員の負担増に対する報酬の見直しが課題。
- 各種の常任委員会が随時設置可能となり、議員の調査活動が制約を受けにくく、行政執行の監視能力が高まる利点があるが、制度を変えただけでなく議会が変わったと町民から評価されるよう通年議会としての利点を生かし、通年議会の開催が住民の生活にどう関わってくるのかを議会がきちんと示すことが大切であり、制度を生かすかどうかは議員次第となる。

今後取り組む自治体に向けた助言

- 「通年議会」の採用は、議長に招集権がないことから、行政側の理解がなければできない。
- 通年議会は議会の運用の仕方により、どのような方法も取れることになる。例えば、毎月定例化して本会議を開催することも可能であり、決め方によっては毎月一般質問を行うことも可能となる。その運用によっては、議会活動の範囲が拡大できる。

アドレス

[http://www.town.shiraoi.hokkaido.jp/ka/gikai/kaikaku/torikumizyoukyou/2-3/kaikaku\(teisu\).htm](http://www.town.shiraoi.hokkaido.jp/ka/gikai/kaikaku/torikumizyoukyou/2-3/kaikaku(teisu).htm)